東郷町業務継続計画(BCP)

平成30年3月 東郷町

東郷町業務継続計画(BCP) 目次

序	業務継続計画(BCP)の概要	1
	1. 業務継続計画(BCP)の策定目的	1
	2. 業務継続計画 (BCP) の効果	1
	3. 非常時優先業務の概要	3
	4. 地域防災計画と業務継続計画(BCP)の相違点	4
	5. 業務継続上重要な6要素	5
第1章	業務継続の基本方針と対象組織の設定	6
1	- 1. 業務継続の基本方針	6
1	- 2. 対象組織の設定	7
第2章	業務継続体制の対象と非常時の業務継続体制	8
2	- 1. 業務継続体制の対象	8
2	- 2. 非常時の業務継続体制	8
第3章	被害状況の想定	9
3	- 1. 想定地震と想定条件	9
3	- 2. 被害想定(県想定)	10
3	-3. 本庁舎での執務上の制約状況(想定)	14
-	職員の参集予測	
4	- 1. 参集予測の条件設定	
4	- 2. 参集状況予測	17
	参考】 平成29年度職員参集訓練の実施及び結果について(概要)	19
第5章		21
5	一 1. 職員	
5	-2. 庁舎	
5	-3. 電力	24
5	-4. 電話	25
5	- 5. 防災行政無線	26
5	- 6. 情報システム	27
5	-7. 公用車	28
5	-8. 執務環境	29
5	-9. トイレ	30
5	-10. 飲料水·食料等	30
5	-11. 消耗品·用紙等	31

第6章	章 指揮	命令系統の確立(職務代行順位)	32
	6 — 1 .	災害対策本部長の職務代行者	32
第7章	章 協定	締結団体	33
	7 − 1.	市町村間の協定	33
	7 — 2.	国・県との協定	33
	7 — 3.	その他公共的団体との協定	33
	7 — 4.	郵便事業㈱との協定	34
	7 — 5.	民間との協定(物資関係)	34
	7 – 6.	民間との協定(放送関係)	34
	7 - 7.	民間との協定(救急救護関係)	35
	7 — 8.	民間との協定(災害復旧関係)	36
	7 — 9 .	民間との協定(廃棄物処理関係)	37
	7 −10.	民間との協定(その他)	37
第8章	章 流動	• • • •	
	8 — 1.		
	8 – 2.	応援体制が必要と予想される業務	39
第9:	章 非常	時優先業務	41
	9 — 1.	非常時優先業務の選定	41
	9 – 2.	非常時優先業務の目標開始時期	42
第10	D章 今待	後の取組	43
	10-1.	業務継続計画の継続的な改善	43
	10-2.	教育·訓練の実施	43
	10 - 3.	業務対応マニュアルの整備	45
	10-4.	業者への要請・協定の推進	46
添付	資料(別·	m)	
	非常時優	憂先業務一覽	

序業務継続計画(BCP)の概要

1. 業務継続計画(BCP)の策定目的

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

出典:『大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き 内閣府(平成28年2月)』

BCP: Business Continuity Plan

2. 業務継続計画(BCP)の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。町においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない(図-1)。

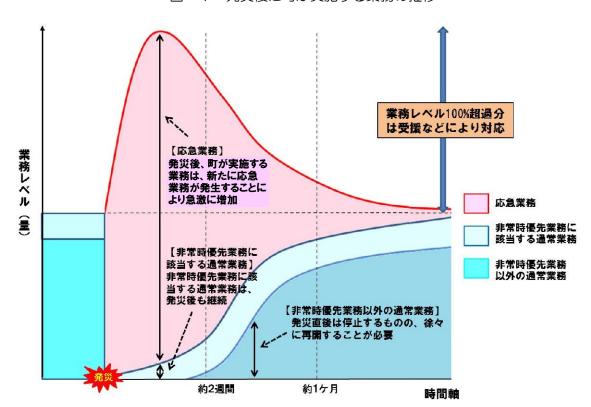


図-1 発災後に町が実施する業務の推移

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図-1 に記載されている以外の復旧・復興業務 が徐々に増加していくことに留意する。

出典:『大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き 内閣府 (平成 28 年 2 月)』

注 :受援とは、被災した地域の自治体等が他地域からの援助を受け入れること。

このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定(継続的改善を含む。)することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる(図-2)。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

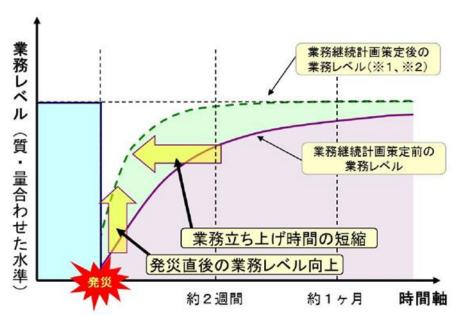


図-2 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

- ※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

3. 非常時優先業務の概要

非常時優先業務とは、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等(これらを「応急業務」と総称する。)のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる(図-3)。

発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源(以下「必要資源」という。)を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続する。

なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等の業務(注:通常業務に含まれる。) が適切に遂行されることがなければ成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施 を支える極めて重要な役割を担っていることに留意し、非常時優先業務として整理する 必要がある。

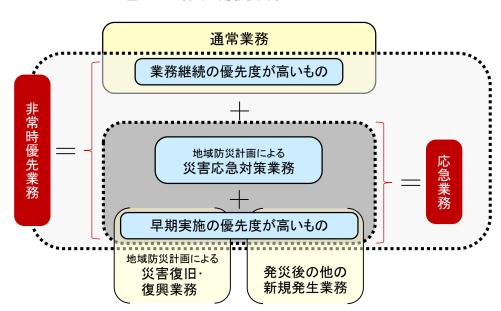


図-3 非常時優先業務のイメージ

4. 地域防災計画と業務継続計画(BCP)の相違点

項目	地域防災計画	業務継続計画(BCP)
作成主体	防災会議	町
根拠法令	災害対策基本法	根拠法令なし
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害	発災時の必要資源に制約がある状
	対策に係る実施事項や役割分担等	況下であっても、非常時優先業務
	を規定するための計画である。	を目標とする時間・時期までに実施
		できるようにする(実効性の確保)た
		めの計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要	行政の被災を想定し、利用できる
	はない。	必要資源を前提に計画を策定する
		必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務(災害予防、災	非常時優先業務を対象とする(災
	害応急対策、災害復旧・復興)を対	害応急対策、災害復旧・復興業務
	象とする。	だけでなく、優先度の高い通常業
		務も含まれる)。
業務開始	業務開始目標時間は必ずしも定める	非常時優先業務ごとに業務開始目
目標時間	必要はない。	標時間を定める必要がある(必要
		資源を確保し、目標とする時間まで
		に、非常時優先業務を開始・再開
		する)。
業務に従事す	業務に従事する職員の飲料水・食	業務に従事する職員の飲料水・食
る職員の飲料	料、トイレ等の確保に係る記載は、必	料、トイレ等の確保について検討の
水・食料等の	ずしも記載する必要はない。	うえ、記載する必要がある。
確保		

5. 業務継続上重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。

表-1 業務継続計画の特に重要な6要素

(1) 首長不在時の明確な代行順位を定める。また、災害時のの明確な代行順位を定める。また、災害時の期職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。 (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の執務場所となる代替庁舎を定用できなくなった場合の代替庁舎の特定場合もある。・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。 (3) 電気、水、食料等の確保を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。 (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 (5) 重要な行政データのバックアップを確保する。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。・後部門で実施すべき時系列の災害対応業務を整理する。・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務をもいことが不可な。・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。		
 順位及び職員の参集体制 クス。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。 (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替に含さななった場合の代替できる。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。 (3) 電気、水、食料等の確保 停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。 (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段を確保する。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害時の確保 (5) 重要な行政データのバックアップを確保する。・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 (6) 非常時優先 	(1) 首長不在時	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の
の参集体制 欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。 (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の執務場所となる代替庁舎を定用できなくなった場合の代替庁舎の特定 本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 (3) 電気、水、食料等の確保 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。 (3) 電気、水、食料等の確保 停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。 (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でもある。 (5) 重要な行政データのボックアップを確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。 (5) 重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 (6) 非常時優先 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。	の明確な代行	職員の参集体制を定める。
・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが 必要。 (2) 本庁舎が使 用できなくなった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。 (3) 電気、水、食料等の確保 料等の確保 を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。 (4) 災害時にもつながりやすいも使用可能となる通信手段を確保する。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害時の確保 (5) 重要な行政データのバックアップを確保する。・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。	順位及び職員	・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可
 必要。 (2) 本庁舎が使 本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定用できなくなった場合の代替庁舎の特定 場合もある。 (3) 電気、水、食料等の確保 停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。 (4) 災害時にもつながりやすいも使用可能となる通信手段を確保する。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 (6) 非常時優先 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 	の参集体制	欠。
(2) 本庁舎が使 本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定 める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる 場合もある。 (3) 電気、水、食 将等の確保 停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。 (4) 災害時にもつ ながりやすい 多様な通信手 段の確保 (5) 重要な行政 データのバックアップ 業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。非常時優先 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。		・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが
田できなくなった場合の代替		必要。
・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる 庁舎の特定 場合もある。 (3) 電気、水、食 停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務 料等の確保 を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。 (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段を確保する。 多様な通信手段の確保 (5) 重要な行政データのバックアップを確保する。 データのバックアップ 保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。	(2) 本庁舎が使	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定
 庁舎の特定 場合もある。 (3) 電気、水、食料等の確保 停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。 (4) 災害時にもつながりやすいる様な通信手段を確保する。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害時の確保 (5) 重要な行政データのバックアップを確保する。・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 (6) 非常時優先 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 	用できなくなっ	める。
(3) 電気、水、食料等の確保 停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。 (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段を確保する。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。・災害対応に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 (6) 非常時優先 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。	た場合の代替	・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる
料等の確保 を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。 (4) 災害時にもつながりやすいも使用可能となる通信手段を確保する。 多様な通信手段の確保 (5) 重要な行政 業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保である。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 (6) 非常時優先 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。	庁舎の特定	場合もある。
 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。 (4) 災害時にもつながりやすいも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。 (5) 重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 (6) 非常時優先 	(3) 電気、水、食	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務
 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。 (4) 災害時にもつながりやすいも使用可能となる通信手段を確保する。 多様な通信手段の確保 (5) 重要な行政 業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 アップ ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 (6) 非常時優先 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 	料等の確保	を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。
 もある。 (4) 災害時にもつ		・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。
(4) 災害時にもつ 断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合で ながりやすい も使用可能となる通信手段を確保する。 多様な通信手 段の確保 (5) 重要な行政 業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確 データのバック 保する。 アップ ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 (6) 非常時優先 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。		・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合
ながりやすい も使用可能となる通信手段を確保する。 多様な通信手		もある。
多様な通信手段の確保 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。 (5) 重要な行政データのバックアップを確データのバックアップを確テータのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 (6) 非常時優先 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。	(4) 災害時にもつ	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合で
段の確保業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確 データのバック アップ業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確 保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。(6) 非常時優先非常時に優先して実施すべき業務を整理する。	ながりやすい	も使用可能となる通信手段を確保する。
(5) 重要な行政 業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確 データのバック 保する。 アップ ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 (6) 非常時優先 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。	多様な通信手	・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
 データのバック 保する。 アップ ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 (6) 非常時優先 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 	段の確保	
アップ ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。 (6) 非常時優先 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。	(5) 重要な行政	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確
(6) 非常時優先 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。	データのバック	保する。
	アップ	・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
業務の整理・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。	(6) 非常時優先	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。
	業務の整理	・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

第1章 業務継続の基本方針と対象組織の設定

1-1. 業務継続の基本方針

大規模地震発生時においては、町としての責務を全職員が共有するとともに、関係機関・関係者が相互に連携しながら業務を円滑に遂行する必要があることから、以下に記す3つの基本方針に基づき、業務継続を図るものとする。

《業務継続の3つの基本方針》

- 1 大規模地震が発生し、甚大な被害が発生した場合には、住民の生命・生活・財産 等の保護に係る非常時優先業務の遂行に全力を挙げて取り組む。
 - ・ 大規模地震災害が発生した場合には、住民の生命・生活・財産等を保護し、被害 を最小限にとどめるため、限られた資源を最大限活用し、非常時優先業務の遂行 に全力を挙げて取り組む。
 - ・ 地域防災計画に定める災害応急対策業務を最優先に取り組む。なかでも災害発生から72時間までは、人命救助に関わる業務を最優先し業務にあたる。
- 2 非常時優先業務を遂行するために必要な資源の確保と適切な配分に尽力し、行 政機能の維持・継続を確実なものとする。
 - ・ その時点で確保できる資源を最大限に活用し、非常時優先業務を着実に遂行できる行政機能を確実に維持・継続させる。
 - ・ そのため、災害によって資源が大きな制限を受けた状況を想定しつつ、そうした状況下での対応策ならびに資源の適切な配分方法等について予め十分な検討を 行い、計画に反映していく。
 - 非常時優先業務の実施時期について目標を明確にする。
- 3 大規模災害が発生したとしても冷静に対応できるよう、平常時から教育・訓練 等に取り組み、町としての業務継続力の向上に努める。
 - ・ 業務継続計画は、"計画書"をとりまとめることが目標ではない。全庁的な取組として、教育・訓練等を通じて計画内容の継続的な改善・見直しを行いながら、大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことのできる組織としての業務継続力をレベルアップしていくことが本質的目標となる。
 - ・ 万一、想定外の事態が生じた場合に、その応用力(臨機応変かつ柔軟に対応できる力)が試されるのも業務継続力といえる。
 - ・ そのため、本計画は、社会経済情勢の変化ならびに新たに得られた情報や知見 等に基づき、常に計画の見直し・改善を行うとともに、平常時からの教育及び実践 的な訓練を通じて、業務継続に対する職員の意識向上、業務継続計画の組織への 浸透を徹底する。

1-2. 対象組織の設定

本計画においては、東郷町地域防災計画に記す「災害対策本部(第3非常配備)」と同じ組織を対象とする。

• 総務部 総務財政課、安全安心課、税務課、収納課、会計課、議会

事務局、監查委員事務局

・生活部 くらし協働課、環境課、住民課

・福祉部 福祉課、長寿介護課、こども課(児童館、保育園含む)

• 健康部 保険医療課、健康課、東郷診療所

・経済建設部 産業振興課、建設課、都市計画課、セントラル開発課、

下水道課

・教育部学校教育課、生涯学習課、高校総体室、給食センター

指揮命令系統の確立については第6章に記載。

第2章 業務継続体制の対象と非常時の業務継続体制

2-1. 業務継続体制の対象

業務継続体制の対象とした事象ならびに組織は以下の通りとする。

	南海トラフ地震 (※過去地震最大モデル)
想定事象	震度 6 弱以上の地震を覚知したとき
(地震)	全職員が参集する第3非常配備に相当
(> C/ E /	※『愛知県東海地震·東南海地震·南海地震等被害予測調査報告書(平成 26
	年3月/愛知県)』に基づく。
対象組織	町長部局(企画部、総務部、生活部、福祉部、健康部、経済建設部、会計管
> 外 多	理者)、教育委員会(教育部)、議会事務局、監査委員事務局

2-2. 非常時の業務継続体制

震度 6 弱以上の地震を覚知したとき、または震度 5 強以下の地震を覚知した場合であっても、災害対策本部長が必要と認めたときは、地域防災計画に定められた以下の体制に速やかに移行する。

災害対策本部	班	担当課
本部長 (町長)		
副本部長(副町長、教育長)		
企画部	本部連絡·広報報道班	人事秘書課
	渉外班	企画情報課
	情報管理班	企画情報課
総務部	本部事務局	安全安心課、総務財政課、
		議会事務局、監査委員事務局
	被害調査班	税務課
	被害とりまとめ班	収納課
	経理班	会計課
生活部	本部連絡·町民対策班	住民課、くらし恊働課
	衛生防疫班	環境課
福祉部	本部連絡·救護班	福祉課、長寿介護課
	保育班	こども課
健康部	本部連絡·避難所駐在班	保険医療課
	保健予防·医療助産救護班	健康課、東郷診療所
経済建設部	本部連絡·警戒班	建設課
	道路河川水路班	建設課、下水道課
	都市施設班	都市計画課、セントラル開発課
	農林商工班	産業振興課
	下水道班	下水道課
教育部	本部連絡·学校班	学校教育課
	社会教育班	生涯学習課、高校総体室
	給食班	給食センター
東郷町社会福祉協議会		

第3章 被害状況の想定

3-1. 想定地震と想定条件

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震(遠方型、直下型)があるが、本計画では、これらの中でも最も大きな被害が予想される東海地震・東南海地震・南海地震が連動した場合の地震(以下、「南海トラフ地震」と表記)を想定する。

[想定地震]

平成 25 年 5 月に内閣府が公表した地震モデルをベースに、愛知県が実施した『愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書(平成 26 年 3 月)』で設定した地震モデルを本町における被害想定の対象地震とした。

ア. 過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(1707 年宝永地震、1854 年安政東海地震、1854 年安政南海地震、1944 年昭和東南海地震、1946 年昭和南海地震の 5 地震)を重ね合わせたモデルである。

イ. 理論上最大想定モデル

南海トラフで発生する恐れのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定したもの(平成24年8月に国が公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震モデル」に同じ)。

地震対策を検討する上で、主として「命を守る」との観点から補足的に参照するものである。

「想定条件]

愛知県が実施した『愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書(平成26年3月)』では、上述のとおり想定した地震モデルについて、次の3つの季節時間帯を設定して、建物被害、人的被害等の被害量を想定している。

季節時間帯	想定される被害の特徴
① 冬早朝 5 時	・住民の多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者
	が発生する危険性が高い。
② 夏昼 12 時	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が発生。自宅外で被災する場
	合が多い。
③ 冬夕方 18 時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が多
	くなる。

本計画では、上記のうち本町にとって人的被害が最大となる「①冬早朝5時」を中心に計画した。しかしながら、発生の季節、時間帯によって被害の状況は大きく異なることから、発生時期、時間帯の違いによる状況の違いを想定しつつ、必要な業務を取り上げている。

3-2. 被害想定(県想定)

『愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書(平成 26 年 3 月)』に基づく被害状況の想定は以下の通りである。

(1)震度

本町における震度は、「過去地震最大モデル」、「理論上最大想定モデル」のいずれにおいても最大震度「6強」と想定されている。

なかでも、本町において最も震度が大きくなる「理論上最大想定モデル(陸側ケース)」 によれば、町域の7割以上が「震度6強」となる。

地震	動予測(注1)	4以下	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
± 407 m=	面積(km²)	0	0	0	5	13	0	18
東郷町	割合 (%)	0.0%	0.0%	0.0%	27.8%	72.2%	0.0%	100.0%
<i>∞ k</i> □ Ⅱ	面積(km²)	0	166	1,346	1,670	1,540	441	5,163
愛知県	割合 (%)	0.0%	3.2%	26.1%	32.3%	29.8%	8.5%	100.0%

(注1) 本町において最も震度が大きくなる「理論上最大想定モデル (陸側ケース)」による。

(2)液状化危険度

「過去地震最大モデル」、「理論上最大想定モデル」のいずれにおいても、町内の大半は液状化の危険度は「極めて低い(PL値=0)」と想定されているが、ごく一部の地域について、液状化の危険度が「極めて高い(15<PL値)」と判定される地域がみられる。

液状化危険度(注1)		液状化可能性							
		計算対象外	対象層なし	極めて 低い	低い	高い	極めて 高い	合計	(危険度)
+ 417 11-1	面積(km²)	13	2	3	0	0	0	18	37.0
東郷町	割合 (%)	72.2%	11.1%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	(大)
巫 / 田	面積(km²)	3,665	103	320	111	175	789	5,163	84.0
愛知県	割合 (%)	71.0%	2.0%	6.2%	2.1%	3.4%	15.3%	100.0%	(大)

(注1) 本町において最も震度が大きくなる「理論上最大想定モデル (陸側ケース)」による。

(3)建物被害(全壊·焼失棟数)

本町における建物被害は、冬夕方 18 時発災で被害が最大となり、「過去地震最大モデル」では最大約 100 棟、「理論上最大想定モデル」では約 900 棟と想定されている。

			全壊·焼失棟数(冬夕方 18 時発災)							
建物	被害	揺れ	液状化	浸水· 津波	急傾斜地 崩壊等	火災	合計			
過去地震最大	東郷町 (棟)	約 90	*	*	*	約 10	約 100			
モデル	愛知県 (棟)	約 47,000	約 16,000	約 8,400	約 600	約 23,000	約 94,000			
理論上最大想	東郷町 (棟)	約 700	*	*	*	約 200	約 900			
定モデル	愛知県 (棟)	約 242,000	約 16,000	約 22,000	約 700	約 101,000	約 382,000			

(注2) *:被害わずか(5棟未満) 想定条件:風速 5m/s

(注3) ① 5未満→「*」、② 5以上 100未満→「一の位を四捨五入」、③ 100以上 1万未満→「十

の位を四捨五入」、④ 1万以上→「百の位を四捨五入」。

(4)人的被害(死者数)

本町における人的被害(死者数)は、冬早朝5時発災で被害が最大となり、「理論上最大想定モデル」で建物倒壊に伴う死者数が約40人と想定されている。

		死者数(冬早朝 5 時発災・早期避難率低の場合)							
人的	被害	建物倒壊	浸水·津波	急傾斜地崩 壊等	火災	合計			
過去地震最大	東郷町 (人)	*	*	*	*	*			
モデル	愛知県 (人)	約 2,400	約 3,900	約 50	約 90	約 6,400			
理論上最大想	東郷町 (人)	約 40	*	*	*	約 40			
定モデル	愛知県 (人)	約 14,000	約 13,000	約 70	約 2,400	約 29,000			

(注2) *:被害わずか(5人未満) 想定条件:風速 5m/s

(注3) ① 5 未満→「*」、② 5 以上 100 未満→「一の位を四捨五入」、③ 100 以上 1 万未満→「十の位を四捨五入」、④ 1 万以上→「百の位を四捨五入」。

(5)ライフライン

「過去地震最大モデル」を想定した、本町におけるライフライン機能障害の被害想定は、以下の通りとなる。

	ライフライン機能	能支障(発災1日後・冬夕	7方 18 時発災)	
ライフライン	上水道	下水道	電力	
被害(注4)	断水人口	機能支障人口	停電軒数	
	(人)	(人)	(軒)	
東郷町	約 24,000	約 24,000	約 16,000	
愛知県	約 6,306,000	約 3,207,000	約 3,406,000	
	ライ	ライフライン機能支障(発災1日後・冬夕方 18 時発災)		
ライフライン	固定電話	携帯電話	都市ガス	LPガス
被害(注4)	不通回線数	停波基地局率	復旧対象戸数	機能支障世帯数
	(回線)	(%)	(戸)	(世帯)
東郷町	約 3,900	80%	*	約 200
愛知県	約 1,094,000	81%	約 169,000	約 162,000

(注2) *:被害わずか(5人未満)

- (注3) ①5 未満→「*」、② 5 以上 100 未満→「一の位を四捨五入」、③100 以上 1 万未満→「十の位を四捨五入」、④ 1 万以上→「百の位を四捨五入」。
- (注4)「過去地震最大モデル」による。

(6)その他(避難者数、帰宅困難者数、災害廃棄物等)

「過去地震最大モデル」を想定した、本町における避難者数、帰宅困難者数、災害廃棄物等の発生量は以下のように想定されている。

	避難者数(冬夕方 18 時発災)			帰宅困難者数	災害廃棄物等
その他の 被害 ^(注4)	1日後	1週間後	1か月後	(昼 12 時発災)	(冬夕 18 時発災)
	(人)	(人)	(人)	(人)	(千トン)
東郷町	約 600	約 4,300	約 1,600	約 1,900~約 2,000	約 16
愛知県	約 718,000	約 1,547,000	約 1,130,000	約 858,000~ 約 930,000	約 19,839

- (注2) *:被害わずか(5人未満)
- (注3) ①5 未満→「*」、② 5 以上 100 未満→「一の位を四捨五入」、③100 以上 1 万未満→「十の位を四捨五入」、④ 1 万以上→「百の位を四捨五入」。
- (注4)「過去地震最大モデル」による。

(7)ライフライン復旧(95%)に要する期間

ライフライン復旧(95%)に要する期間は以下のように想定されている。

上水道	約6週間	通信(固定電話)	約1週間
下水道	約3週間	通信(携帯電話)	約1週間
電力	約1週間	都市ガス・LP ガス	約 2~4 週間

(注5)要する期間はすべて全県を対象とした予測結果である。

【参考】 定性的様相

(上水道)

- ・停電の長期化により、浄水場等施設の停止が長期化する可能性がある。
- ・仮設配管等による応急復旧までには相当な期間を要する。

(下水道)

- 災害の規模によっては、広域にわたり機能支障が発生し、多くの機能支障人口が発生する。
- ・上水道の復旧も考慮し、早期の復旧に努めるが、広域災害になるほど長期化する可能性も ある。

(雷力)

- ・起こり得る状況によっては、電力供給設備や電線等の被害がより深刻な事態となる可能性 がある。
- ・建物倒壊に伴う電柱折損被害があったところは復旧が長期化する。

(固定電話)

- ・交換機など供給施設が被災することで、供給能力の低下分を正確に把握することが困難であり、起こり得る状況によっては深刻な事態となる可能性がある。
- ・電力事業者が保有する電柱を活用して通信ケーブルを配線している状況下で、その電柱の 折損数が膨大になった場合、電力事業者の電柱復旧に併せた通信ケーブルの復旧対応と なることも考えられる。

(携帯電話)

・基地局など供給施設が被災することで、供給能力の低下分を正確に把握することが困難で

あり、起こり得る状況によってはより深刻な事態となる可能性がある。

- ・県外地域の同時被災、被災した複数県での支援人材・資機材・部材の奪い合い等により、どの程度の復旧リソースが調達できるか明らかではない。また本格的な復旧に着手できる時期が設定できない。
- ・情報通信・交通機能等の遮断・混乱により、復旧活動が妨げられる可能性がある。

(都市ガス)

・充填所など供給施設が被災することで、供給能力の低下分を正確に把握することが困難であり、起こり得る状況によってはより深刻な事態となる可能性がある。

(共通)

- ・超広域災害となり、詳細な被害の把握や資機材の調達等に時間を要し、復旧作業の開始が 遅れる可能性がある。
- ・さらに情報通信・交通機能等の遮断・混乱により、復旧活動が妨げられる可能性がある。

3-3. 本庁舎での執務上の制約状況(想定)

大規模地震(震度6強相当)発生時には、本庁舎での執務に際して様々な制約状況が発生するものと予想される。本計画では、以下のような執務上の制約を考慮して、各課での業務の遂行を想定するものとする。

表3-1 本庁舎における執務上の制約状況(想定)(平成30年3月1日現在) 1/3

	丁音にのける靱務上の制約队況(忽定)(平成30年3月1日現任) 1/3		
区分	発生しうる状況		
本庁舎建物	・本庁舎建物の躯体が大きく破損することはないと見込まれるが、建物内の設備配管等に損傷が生じる可能性がある。また、固定されていないカウンター、キャビネット、プリンター・コピー機等が転倒・移動することが想定される。 ・旧庁舎は昭和45年度(1970年度)建築。平成24年度に耐震改修工事実施。・新庁舎は平成2年度(1990年度)建築。		
代替施設	 ・(優先順位第1位) 町民会館は昭和57年度(1982年度)建築。 ・(優先順位第2位) イーストプラザいこまい館は平成16年度(2004年度)建築。 ・(優先順位第3位)総合体育館は平成2年度(1990年度)建築。 注)状況により、優先順位は変更する場合がある。 		
	・災害発生後は停電することが想定される(停電軒数約 16,000 戸/県想定)。 ・本庁舎は停電になると、直ちに非常用発電機が自動で起動する。 非常用電源(概要) ・地下 1 階発電機室に設置、水冷式。		
	・燃料(軽油)を 600 % 備蓄しており、最大 24 時間の 通電が可能。		
	非常用電源に切り ・地下1階電気室、発電機室 替わった場合、点灯 ・1階会計課、中央エレベータ前、新庁舎事務室の される部屋 - 一部、台帳保管庫、西エレベータ前		
	・2 階大会議室、第 5 会議室、印刷室、新庁舎事務 室の一部、第 3 会議室		
	・3 階町長室、町長応接室、副町長室、中央監視室、 相談室、政策審議会室、印刷室、印刷室横、新庁舎事 務室の一部		
電気	・4 階議場の一部、議員控室の一部、委員会室 A の 一部、委員会室 B の一部、応接室の一部、大会議室 の一部		
	非常用電源に切り ・地下1階電気室2か所、屋外1か所 替わった場合、使用 ・1階会計課2か所、公衆電話付近1か所、新庁舎 可能のコンセント 床6か所		
	・2階大会議室6か所、電話交換室3か所、新庁舎 床6か所		
	・3 階町長室1か所、町長応接室1か所、副町長室 1か所、新庁舎事務室3か所、中央監視室3か所(親 時計、防災アンプ、空調監視室)		
	・4 階······大会議室 1 か所		
	・災害対策本部となる大会議室では、6口のコンセントが利用可能。 ・電算室サーバーへの通電は通常の商用電源となっている。		
	・エレベータの利用は不可となる。		

表3-1 本庁舎における執務上の制約状況(想定)(平成30年3月1日現在) 2/3

発生しうる状況				
・災害発生後は上水道が断水する(断水人口約24,000人/県想定)。				
・断水時、飲料水は屋上の高架水槽に 5t、地下の受水槽に約 20t 確保されている (通				
常時、上水は受水槽(地下)に概ね 20t 確保されている)。				
・備蓄品の飲料水は、19,092 %、2,121 人分で 3 日分の備蓄をしている(1 日 1 人				
3 % 换算)。				
・上記の他に、愛知中部水道企業団の配水場で給水を受けることが可能。				
(ただし、受け取りに行く必要があるため運搬車両を確保する必要がある。給配				
水資機材(ビニル製タンク等)は借り受けできる。)				
・配管等に破損が生じた場合には、破損状況により飲料水の確保ができない恐れが				
ある。				
・代替施設である、町民会館、イーストプラザいこまい館、総合体育館のそれぞれ				
の受水槽、高架水槽の容量は次の通りである。				
町民会館 受水槽 32 t 、 高架水槽 5 t				
イーストプラザいこまい館 受水槽 2.04 t 、 高架水槽 13.6 t				
総合体育館 受水槽 32 t 、 高架水槽 4 t				
※ イーストプラザいこまい館は、平成 29 年度緊急遮断弁の設置を行った。				
(飲料水:1日にすると約4,000人分)				
※ イーストプラザいこまい館には、雨水槽、井水槽、運動浴槽がある。 ・トイレの洗浄水として活用できるものは、春木川の河川水、役場正面玄関前の防				
・ トイレの佐伊水として宿用できるものは、春水川の何川水、復場正面玄質前の例 - 火水槽内の貯留水。				
・本庁舎は公共下水道であり、「機能支障」となる可能性がある(公共下水道の機能				
支障人口約 24,000 人と想定/県想定)。				
・本庁舎は都市ガスであり、被害はごくわずかと想定されている(県想定)。				
・ 本月音は都用ガスであり、被音はこくわりがと恋足されている(原恋足)。 ・ 庁舎と町民会館との境に設置してある屋外メーターから2次側配管でガス漏れが				
生じた場合は、メーターで自動的に遮断される。				
(ただし、配管等に破損が生じた場合には、ガス漏れが発生している恐れもある)				
ので、ガス漏れがないか調査をする必要がある。)				
・ガス本管から敷地内への引き込み部分でガス漏れが生じた場合は、ガス会社側で				
遮断される。				

表3-1 本庁舎における執務上の制約状況(想定)(平成30年3月1日現在) 3/3

区分	発生しうる状況		
通信	 ・災害発生後、固定電話は不通となることが想定される(固定電話不通回線約 3,900回線/県想定)。同様に、携帯電話も不通となることが想定される(停波基地局率 80%/県想定)。 ・有線電話は長期間使用できない恐れがあるため無線による通信が中心となる。 固定電話等が使用できない場合の代替手段 MCA 無線(マルチチャンネルア クセス無線) 衛星携帯電話 2 台 高度情報通信ネットワーク電話 (中部版の電話帳あり) 高度情報通信ネットワーク FAX (中部版の電話帳あり) 事設公衆電話 避難所 28 か所 (35 台) 設置予定 (送信※平成 30 年度設置予定 のみ可能) セ域安心メール (非常参集メール含む) 等を活用する。 		
空調	・非常用電源により電気は供給されるが、都市ガスを使用した空調システムである ため、使用ができなくなる可能性が高い。		
消防用設備	・屋内消火設備で対応。 ・停電時には地下にある消火栓ポンプを稼動できないことから、使用できない恐れ がある。		

第4章 職員の参集予測

4-1. 参集予測の条件設定

参集予測の条件は次の通り。

発災時間	勤務時間外 (想定は冬、午前5時)
予知の有無	予知なし
参集手段	徒歩

4-2. 参集状況予測

(1)参集予測の前提

上記の条件下で大規模地震災害が発生した場合の職員の参集予測を行った。参集予測に用いたデータは「職員非常参集データ(平成 29 年 11 月調査)」で、予測の際の前提は次の通りである。

区分	前提	備考
対象者	・ 役場職員 (臨時職員除く)	202名
起点·終点	・起点 自宅	
	・終点 役場本庁舎	
予測時間	・発災から 24 時間	
参集手段	・徒歩 (時速 : 2.81km/時で計算)	※ 1
参集距離	・職員非常参集データによる。	※ 2
参集時間加算要因	[地震災害初動要員]	
	・地震災害初動要員(参集避難場所の解錠等の業務を	27名
	担う者)は、参集避難所に出向き、120 分後に役場	
	に向かうものとして計算した。	
	[役場內消防団員]	
	・役場内消防団員については、消防団業務を優先する	13名
	ものとして、24 時間以内の参集には含めないもの	
	とした。	
その他	・本人や家族の死傷、被災により参集できない者はい	
	ないものとして計算した。	

※1: 東日本大震災時の平均避難速度(出典:「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について(改訂版)」(平成24年12月)国土交通省都市局。

:「津波避難実態調査」結果より。平均避難速度(平野部) 時速 2.81km/時(0.78m/秒)

※2:自宅から役場までの距離は、グーグルマップ(徒歩)で計測して得られた値。

【参考】

1995 年に発生した阪神・淡路大震災における、被災県・市町村の職員参集率は、平均すると、発生後4日目に約7割であったと報告されている。

(2)参集予測の結果

上記の前提のもとで参集予測を行うと、3時間以内に職員の60%が参集できる計算と なった。

また、課長級以上の幹部(全32名)については、94%に相当する30名が3時間以内 の参集が可能である。

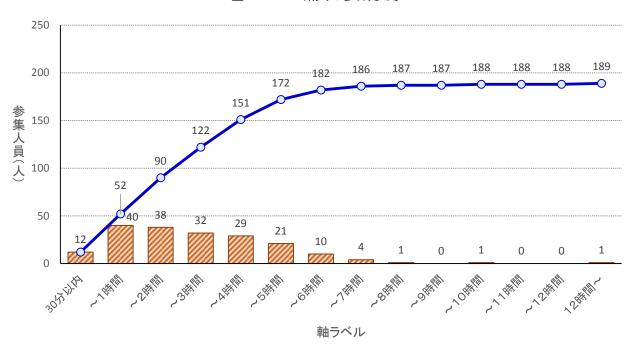


図4-1 職員の参集予測

/////参集数 ━○━参集累計

到達時間別職員数

職員 職員計 職員要計 要計(0%)

表4-1

	部長	課長	職員	職貝計	職貝累計	累計(%)
30 分以内	3	5	4	12	12	5.9%
~1時間	4	11	25	40	52	25.7%
~2時間	3	4	31	38	90	44.6%
~3時間			32	32	122	60.4%
~4時間			29	29	151	74.8%
~5時間		1	20	21	172	85.1%
~6時間		1	9	10	182	90.1%
~7時間			4	4	186	92.1%
~8時間			1	1	187	92.6%
~9時間					187	92.6%
~10時間			1	1	188	93.1%
~11時間					188	93.1%
~12時間					188	93.1%
12時間~			1	1	189	93.6%
小計	10	22	157	189	189	93.6%
消防団(参集しない)			13	13	13	6.4%
合計	10	22	170	202	202	100.0%

【参考】平成29年度職員参集訓練の実施及び結果について(概要)

(1)実施概要

項目	内容
1 目的	休日など勤務時間外に大規模な地震が発生した場合、職員が町役場等へ参集し、
	的確に初動対応業務等が行うことができるのか等の検証をするため。
2 実施日時	平成 30 年 2 月 4 日 (日) 午前 8 時から午後 4 時 45 分
3 想定	第3非常配備(震度6弱以上)により自主参集
4 対象者	役場から徒歩 9 キロ以内に居住する 147 名(内、地震災害初動要員 26 名は避
	難所へ参集)※時速 3 キロと仮定して所要時間約 3 時間以内、職員の 75%に該
	当。また、役場内消防団員 13 名は記録係として参加した。
5 訓練	(1) 伝達訓練
	全職員へ災害時職員招集メールにて配信 ※本来は、自主参集であるが伝達訓
	練を実施した。
	(2) 参集訓練
	徒歩で参集(交通機関の途絶を想定)
	(3) 災害対策運用訓練
	緊急初動対応業務などの運用訓練及び図上訓練、災害対策本部が確立するまで
	等の訓練を中心とした。
	(4) 個別訓練
	炊き出し訓練、非常時の非常用電源の作動説明、チェーンソーの使い方、土のう
	の作り方、無線機の使い方、発電機の使い方、簡易トイレの組み立て方の訓練を実 ル、、、
0 EV A 1715L	施した。
6 緊急初動	(1) 災害対策
体制(※)	勤務時間外に大規模な地震が発生した場合、参集可能な職員が全員揃うまでの 間、災害対応人員が不足することが予測される。このため、災害対策本部の体制が
	間、次音対応八負が不足りることが予例される。このため、次音対象本部の体制が 確立するまでの間、参集状況や災害状況により臨機応変に対応する体制が必要に
	# 立
	すいと系 がの がい に がい に がい に がい に がい に がれ に は な が に に は な が に に は な が に に に は な が に に は な は な は に は な は な は に は な は に は な は な は な は な は な は な は な は な は な は な は な は な は な は な は な は な は な は な は な な な な な な な な な な な な な な な な な な な な な な な な
	(2) 対応
	緊急初動体制では、参集した職員から、各自の任務とは異なった災害対策本部
	が確立するまでの諸活動を実施する必要がある。よって初動期において、参集者が
	少ない場合は、各対策班に分かれることなく、主に庁舎や各施設の安全確認や災害
	に関する情報収集から優先して活動を実施した。
	なお、災害対策は、時間の経過とともに活動量が増大し、内容も複雑となって
	くることから、職員の参集人数が増加し、各対策班での活動が可能となってきた時
	点で、災害対策本部による災害対策活動に移行する。
7 注意事項	(1) まず、家族の身の安全を確認すること (職員は家族の安否を優先し参集する)。
	(2) 受信した災害時職員招集メールを必ず返信すること(全職員)。
	(3) 私服や作業服など動きやすい服とすること。
	(4) 携帯電話、免許証、食糧(1日分程度)、懐中電灯、現金(硬貨)、着替え、タオ
	ル等を携行すること(今回は、訓練なので携行しなくても構わない)。

(2)実施結果

(2)実施結果					
項目	1 参集メール配信時参	集可能時刻回答(午	前8時開始)		
状況	対象人数 182 名(保	育士を除いた全職員)		
	時間	累計人数(名)	累計 (%)		
	~8 時 30 分	81	45		
	~9 時 00 分	110	60		
	~9 時 30 分	129	71		
	~10 時 00 分	137	75		
	~10 時 00 分以上	160	88		
	返信なし (※)	22	100		
結果	・この訓練の結果では、	メール配信後、約1	時間後には職員の60	0%が参集可能であ	
	るということがわかった	た。また、約2時間	後には、職員の 75%	が参集可能である	
	とわかった。しかしなれ	がら、約1割の職員	からの返信がなかっ	た(※産休、育休、	
	病気、アドレスの変更	後の未登録や当日末	確認等が原因)。この)ことから、常日頃	
	から職員参集メールに	は、必ず返信すると	いう意識付けが必要	である。	
項目	2 実際に参集した時刻(午前8時開始)			
状況	対象人数 107 名(地	震災害初動要員及び	役場内消防団員を含	む。)	
	時間	累計人数(名)	累計 (%)		
	~8 時 30 分	15	14		
	~9 時 00 分	44	41		
	~9 時 30 分	58	54		
	~10 時 00 分	75	70		
	~10 時 00 分以上	89	83		
	~11 時	107	100		
結果	・一番早い職員は、8時				
	の結果では、約1時間				
	が参集した。また、幹				
	あり、その時点での参え				
	・本町では、幹部職員は		- / -		
	以外の職員は町内及び				
	震災害初動要員(災害を				
	所の近くの居住者 27 名		灰青発生時には、野	所職員以外の職員	
1百日	の参集人数及び参集速度が懸念される。				
項目	3 参集者持参品等(職員)	- 尹刖理裕のり/		(%)	
状況	百日 惟世電託 4	五批証 合唱(※)	梅山電灯 明全/珥		
		免許証 食糧(※)	懐中電灯 現金(硬		
	持参率 98	95 96	71 98	1 日 紀 度 し た	
红 田	•	の知提が 巛字抄等		<u>、1日程度とした。</u> 要であることから	
結果	・被災状況 (写真撮影)等				
	登庁途中において職員	は山米の限り彼灰状	仉以忙姪に労めるこ	C o	

第5章 必要資源に係る確保状況

5-1. 職員

(安全安心課、人事秘書課)

TRJよ ト E田田		(女王女心珠、八事他青
現状と課題	平日昼間(執務時間内)	・発災直後は、職員が継続して業務に従事可能である。 ・臨時職員は継続して業務に従事しない。 ・ただし、一部職員は、出張、休暇あるいは本人・家族の被災に よる帰宅等により不在となる。
	夜間·休日	・発災から直ちに、職員が参集し、業務に従事する。
	 ・職員の参集基準に	は、東郷町地域防災計画(第3編 第1章活動熊勢)に定めるところに

- ・職員の参集基準は、東郷町地域防災計画(第3編 第1章活動態勢)に定めるところによる。
- ・職員は、第3非常配備の参集基準に該当する災害が発生した場合(震度6弱以上の地震が発生した場合)は、自主参集することとなっている。

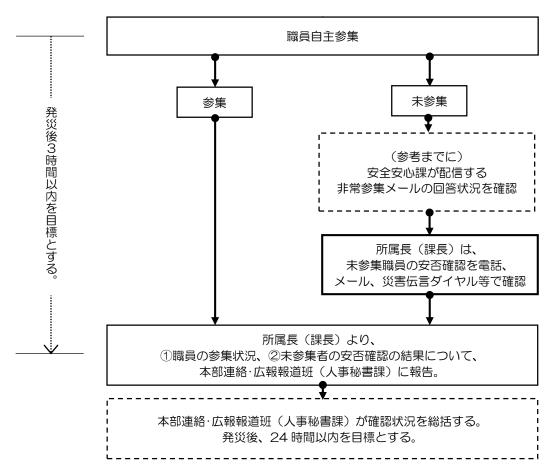
(東郷町地域防災計画 第3編 第1章 第1節 1(4)災害対策本部 (第3非常配備) の活動体制 ウ職員の自主参集)

- ・職員の参集・安否状況は、災害対策本部事務局(安全安心課)によるメール配信に対する回答を参考(受信記録があれば生存の可能性が高い)に、各所属課長が確認・把握し、本部連絡・広報報道班(人事秘書課)に報告する。
- ・職員の参集·安否状況は、本部連絡·広報報道班(人事秘書課)が総括し、災害対策本 部会議に報告する。
- ・職員の家族の被災状況、家庭環境(幼い子ども、要介護者の存在等)等の理由により、 参集できない状況を想定しておく必要がある。

対策項目

- ・参集基準(特に自主参集の基準)の周知徹底を図る。
- ・定期的に参集訓練を実施し、確実に参集できる体制を構築する。
- ・所属長(課長)が職員の安否を確認し、本部連絡・広報報道班(人事秘書課)に報告することを徹底する。(職員の安否確認の方法をマニュアル化する。)
- ・平常時より NTT 災害用伝言ダイヤル (171) の活用を周知する。
- ・職員配備について柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ流動体制を定めておく(第8章参照)。
- ・職員の勤務体系については、各班において対応業務に応じた必要人員を把握し、実際 に対応可能なローテーションを組むこととする。
- ・職員の健康管理上の配慮が必要なことから、非常配備時の職員の勤務ルールについて、 予め規定を定める。

図5-1 職員の安否確認の流れ



※ 職員は、非常参集する際(主には徒歩)、自宅から参集するまでの途中の被災状況(特に公共施設、都市基盤(道路、河川等)の被災状況)を、確認した場合は、携帯等で写真を撮影するなど、情報を取集する。

※ 参考 職員の参集に係る課題

職員の参集に関しては下記のような様々な課題が考えられる。こうした事態が生じることをあらか じめ想定した上で対策を講じておく必要がある。

【課題】

- 1) 勤務時間外に大規模地震が発生した場合などは、職員の参集に一定の時間を要する。被災状況によっては公共交通機関や自家用車の利用が見込めないことも十分に考えられる。よって徒歩による参集を想定しておく必要がある。
- 2) 勤務時間内であっても外出中・出張中の職員が参集できない可能性がある。
- 3) 初動期には課によって職員の参集状況に格差が生じることも想定される。
- 4) 本部長を含む幹部職員が参集できない状況も想定しておく必要がある。
- 5) 被災状況によっては、職員の身内に死傷者・行方不明者等が出て参集できないケースも想定される。
- 6) 業務継続体制が発動された場合の配属、任務、参集場所を職員が十分に周知しておらず、混乱を生じる可能性がある。
- 7) 初動時には長時間勤務を余儀なくされる可能性がある。
- 8) 業務内容によっては専門性を必要とする業務があるため、技術、経験を備えた職員(または人員) を必要とする班があることを想定しておく必要がある。

- ・役場本庁舎のうち、旧庁舎は昭和45年度(1970年度)の建築であり、旧耐震基準で設計されている。平成24年度に耐震改修工事を実施している。
- ・新庁舎は平成2年度(1990年度)の建築であり、新耐震基準で設計されている。
- ・震度6強の地震に見舞われた場合でも、本庁舎建物の躯体そのものが大きく破損することはないと見込まれる。
- ・ただし、旧庁舎は建築から 47 年、新庁舎も 27 年が経過しており、天井版や照明機器 の落下、カウンター、キャビネット、プリンター・コピー機等の移動・転倒、窓ガラス の破損等の発生が懸念される。

〈本庁舎及び主な公共施設〉

施設名	築年度	耐震性能
本庁舎(旧庁舎)	昭和 45 年度(1970 年度)	平成 24 年度耐震工事済 耐震性能あり
本庁舎 (新庁舎)	平成2年度(1990年度)	耐震性能あり
町民会館	昭和 57 年度(1982 年度)	耐震性能あり
イーストプラザいこ	平成 16 年度(2004 年度)	耐震性能あり
まい館		
総合体育館	平成2年度(1990年度)	耐震性能あり
東郷診療所	昭和63年度(1988年度)	耐震性能あり
給食センター	平成 4 年度(1992 年度)	耐震性能あり
旧東郷町福祉センター	平成元年度(1989年度)	耐震性能あり

対策項目

- ・大規模災害時において、災害対策本部は本庁舎に設置する。本庁舎が使用できなくなった場合には、①町民会館、②イーストプラザいこまい館、③総合体育館を代替施設として活用する。
- ・個人情報系ネットワークを必要とする業務は、データセンタ (場所は秘匿) を代替施 設として活用する。
- ・カウンター、キャビネット、プリンター・コピー機等の移動・転倒に備え、転倒防止対 策を講じる。

- ・本庁舎は停電(商用電力供給停止)になると、直ちに非常用発電機が自動起動する。
- ・本庁舎の非常用発電機の稼働可能時間は24時間であり、平常時の全ての使用電力をまかなうことは不可能である。

〈本庁舎及び主な公共施設〉

施設名	発電機稼働時間(燃料)	発電機の能力	
本庁舎 (新庁舎)	24 時間(600 %)	 100kva 1 機	
本庁舎(旧庁舎)*	24 時间(1900 トル)	100kva 1 機	
町民会館	2 時間 30 分(53 %)	90kva 1 機	
イーストプラザいこ	2 時間 50 分(65 👯)	82kva 1 機	
まい館	2 时间 30 分 (03 元)	02KVa 1 17%	
総合体育館	非常用発電機なし		
東郷診療所	非常用発電機なし		
給食センター	非常用発電機なし		
旧東郷町福祉センター	非常用発電機なし		

※ 非常用電源の供給は13頁を参照。

対策項目

- ・非常用発電機が正常に稼働するかについて、日頃からの点検を徹底する。
- ・非常用発電機の燃料について、必要最低限の備蓄(軽油:600 %)を確保するとともに、燃料を補充する業者を平常時から指定し、円滑な燃料の補給体制を確保する。
- ・非常用発電の設備のない施設にあっては、臨時の非常用発電機を確保する方法を予め 定めておく。
- ・停電時に使用できる電力には限りがあるため、非常用発電機を使用する場合に使用できる OA 機器、照明等の電気機器を予め定めておく。

本庁舎 非常用発電機

(設置場所) 地下1階自家発電室

(能力) ディーゼルエンジン 100kva (220V)

(タイプ) 水冷式 (ラジエター)

(燃料) 軽油 (75ℓ、600ℓ備蓄あり)、連続 24 時間使用可能

(運転時間) 6750/280/時間=約24時間

町民会館 非常用発電機

(設置場所) 町民会館東(屋外)

(能力) ディーゼルエンジン 90kva (220V)

(タイプ) 水冷式 (ラジエター)

(燃料) 軽油(53ℓ)、連続2時間30分使用可能

イーストプラザいこまい館 非常用発電機

(設置場所) 屋上

(能力) ディーゼルエンジン 82kva (220V)

(タイプ) 水冷式 (ラジエター)

(燃料) 軽油 (65ℓ)、連続 2 時間 50 分使用可能

・本庁舎及び主な公共施設が保有する電話回線、FAX回線、携帯電話は以下の通り。

(1) 電話回線

・69 回線

施設名	回線数		備考
本庁舎(新庁舎) 本庁舎(旧庁舎)	一般電話回線 (その他)愛知県高度情報	49 回線 通信ネット	・うち災害時優先電話 2 回線。 ・災害時優先電話は内線
719,1 (IP), IP)	ワーク電話 ・MCA 無線	6台 17台	2334、2335 (総務財政 課) につながる。
町民会館	• 一般電話回線	6 回線	
イーストプラザいこま い館	• 一般電話回線	4 回線	・一般回線の他に公衆電 話 2 台
総合体育館	• 一般電話回線	2回線	
東郷診療所	• 一般電話回線	1回線	
給食センター	• 一般電話回線	1回線	
旧東郷町福祉センター	• 一般電話回線	5 回線	
包括支援センター (イ ーストプラザいこまい 館)	• 一般電話回線	1回線	

(2) FAX

・16 回線

施設名	回線数		備考
	• 一般電話回線	6回線	・うち愛知県高度情報通
本庁舎 (旧庁舎)	(その他)		信ネットワーク FAX
本庁舎 (新庁舎)	• 愛知県高度情報:	通信ネット	は中央監視室に設置
	ワーク FAX	1台	
町民会館	• 一般電話回線	2回線	
イーストプラザいこま	一般電話回線	2 回線	
い館	• 一双电前凹脉	∠ 凹形	
総合体育館	• 一般電話回線	1回線	
東郷診療所	• 一般電話回線	1回線	
給食センター	• 一般電話回線	1回線	
旧東郷町福祉センター	• 一般電話回線	1回線	
包括支援センター(イ			
ーストプラザいこまい	• 一般電話回線	1回線	
館)			

(3)携帯電話・12台

施設名	台数		備考
総務財政課	・携帯電話	1台	• 災害時優先電話
安全安心課	・携帯電話	1台	• 災害時優先電話
ńп. Ш	・携帯電話	8台	
一般用	衛星携帯電話	2 台	

・大規模災害発生時には、固定電話(一般回線)、携帯電話は通信規制により、被災地か らの発信、被災地への接続が制限される。

対策項目

- ・固定電話、携帯電話での通話ができないときには、愛知県高度情報通信ネットワーク 電話、災害時優先電話、MCA無線、衛星携帯電話等の活用を図る。これらの電話等の 使い方を平常時から訓練しておく。
- ・県、防災関係機関との連絡は、愛知県高度情報通信ネットワーク FAX を活用する。
- ・職員への情報伝達は、携帯電話のメール(一斉配信システム含む)も活用できる。
- ・情報告知については町ホームページ(災害時対応)も活用できる。
- ・避難所と災害対策本部との通話については、防災行政無線等を活用する。

5-5. 防災行政無線

(安全安心課)

現状と課題

(同報系)

・本町では、緊急地震速報などの J アラート (全国瞬時警報システム) の情報や避難勧告、避難指示等の防災情報を住民へ迅速に伝達する手段として、町内 30 箇所に同報系の防災行政無線子局 (スピーカー) を整備している。親局は本庁舎 3 階の安全安心課に備えられている。

(移動系)

- ・移動系の防災行政無線については、災害対策本部、各避難所、関係課に MCA 無線携帯型 24 台を配備している。
- ・避難所開設担当職員に対しては、防災訓練を通じて使用方法の訓練を行っている。
- ・防災行政無線(移動系)の通話は、一対全無線機となることから、本部では常に1台の使用にとどまる。そのため、情報伝達の時間、回数が制限されることが懸念される。

対策項目

- ・災害時における防災行政無線(移動系)のバッテリー切れを回避し、より多くの台数 が使用できるようにするために、平常時にバッテリー能力の点検を行うとともに、満 充電の状態にしておく。
- ・停電時にも継続して使用することができるように、非常用発電機を確保する。
- ・防災関係機関等との連絡を円滑にするため、本部及び防災関係期間用の MCA 無線機を充実する (増やす)。
- ・平常時から、利用方法についての訓練・講習を実施し、利用者のスキルアップを図る。
- ・より多くの職員が利用できるようにするために、無線従事者講習会の受講者の拡大を 図る。

愛知県高度情報通信ネットワーク Jアラート

(設置場所) アンテナ (地上波・衛星波): 屋上に設置

サーバー:屋上機械室に設置

(蓄電池により停電後も 1.5 時間使用可能)

情報発信に活用できる手段

(行政) 防災行政無線、J—アラート、防災メール、ホームページ、 広報車、張り紙・回覧 (メディア) ケーブルテレビ (中部ケーブルネットワーク(株))、

ヤフー(株) (協定済み) SNS (通信)

5-6. 情報システム

O. 14 TK2	(安全安心課、企画情報課)
現状と課題	・総合住民情報システム等の基幹業務系サーバーは、耐震及び免震設備により保護されたデータセンタに設置されており、非常用電源(ガス・ガソリンエンジン)も確保されている。 ・システムのバックアップはデータセンタにて日々バックアップされており、非常時には前日末時点での復元が可能となっている。併せて、月に1回最新のバックアップデータを遠隔地保管している。 ・システム運用事業者との運用保守契約において、災害時におけるシステム障害の対応について復旧義務等の取決めをしていない。 ・災害時等の対応手順についてのマニュアル等は定めていない。 重要な行政データのバックアップについて ≪現時点での状況≫ ・総合住民情報システム上のデータ(住民情報、税情報、収納情報、介護情報など)については一括で日々バックアップを行い、月に1度遠隔地保管。(※3世代)・財務会計に関するデータは日々バックアップを行い、月に1度遠隔地保管。(※3世代)・人事給与に関するデータは日々バックアップを行い、月に1度遠隔地保管。(※3世代)・人事給与に関するデータは日々バックアップを行い、月に1度遠隔地保管。(※3世代)・人の検討事項≫ ・総合住民情報システムはデータセンタを利用しているため、災害時にはデータの復旧に合わせ、データセンタ接続回線の復旧方法について検討しなければならない。・各担当部署の紙媒体の保存状況とバックアップについて確認が必要。
対策項目	 ・大規模災害時によって、システム障害が発生するような事態に備えて、システム事業者との間で応急復旧に係る協定の締結を進める。 ・大規模災害時によって、データが喪失するような事態に備えて、バックアップデータからのデータ復旧の操作方法を訓練しておく。 ・災害時におけるシステムの復旧について、あらかじめ手順を定める。

※ 3世代……過去3回分のバックアップデータ

| ・公用車は、総務財政課管理の車両 26 台と各課管理の車両 16 台、あわせて 42 台を所有している。 ・総務財政課管理の車両の中には、40 人乗りバス 1 台と 28 人乗り 1 台が含まれる。 ・保管は、本庁舎駐車場のほか、各施設等に保管されている。 ・燃料は、半分以下になったら給油することを原則としている。 ・災害時には、負傷者を搬送する車両、物資を運搬するトラックなどが不足することが予想される。 ・運送業事業者団体等との間で災害時における運送車両の提供についての協定を結んでいる。 ・大規模災害時にあっても、ガソリン等を優先して給油することができるよう協定を結び、燃料の確実な供給を確保している。 対策項目 ・公用車の燃料は、常時、燃料タンクに半分以上を保管するように職員に徹底する。 ・災害応急業務用の車両を確保するため、民間事業者及び他の公共団体との協定を締結しており、車両台数の確保にすることができる。

・大規模災害時における庁舎の執務空間利用の基本的考え方は以下の通りである。 〈庁舎の空間利用の考え方〉

施設名	平常時の用途	業務継続体制時
	(1階) 会計課、住民課、保険医療課、 長寿介護課、福祉課、 こども課、くらし協働課、 環境課、収納課、税務課	各課執務室
本庁舎(旧庁舎) 本庁舎(新庁舎)	(2階) 大会議室 産業振興課、下水道課、 都市計画課、建設課、 セントラル開発課、 学校教育課	災害対策本部 各課執務室
	(3階) 人事秘書課、総務財政課、 安全安心課、企画情報課、 監査委員事務局	各課執務室
	(4階) 議場、委員会室、議員控室、 議会事務局	災害時職員休憩室
町民会館	(1階) 生涯学習課、高校総体室	各課執務室
イーストプラザいこま い館	(2階) 健康課	各課執務室
総合体育館 東郷診療所		
給食センター 旧東郷町福祉センター	社会福祉協議会	ボランティアセンター

・カウンター、キャビネット、プリンター・コピー機等の移動・転倒防止のための固定措 置は一部行っている。

対策項目

- ・来客、職員の身の安全を確保するため、キャビネット、書棚、プリンター・コピー機な ど、重量があり移動・転倒の恐れがある大型のオフィス家具・機器類については、優先 して転倒防止対策を行う。
- ・書類・ファイル類のキャビネットへの保管、机やキャビネット上にものを置かないなど 整理整頓を徹底する。また、書類・ファイル類の落下・散乱を防止するための、什器等 の扉の鍵を閉めるよう徹底する。
- ・被災時を想定し、非常用コンセントの位置の確認を徹底する。
- ・平常時より、被災時に使用可能なパソコン、プリンターの確認を徹底する。

現状と課題	・終末処理場の停止や管路の破損、停電等により使用できなくなる可能性がある。 ・トイレは、携帯トイレ(袋・凝固剤)を代替使用する。庁内に携帯トイレ(袋・凝固剤) の備蓄は、200人が1日5回で3日使用する分を用意している。
対策項目	・使用済み携帯トイレの一時保管場所を予め定めておくとともに、処理方法を検討する 必要がある。 ・携帯トイレの使用方法を職員に周知する。

5-10. 飲料水・食料等

(安全安心課、総務財政課)

現状と課題	 ・平成 29 年度より職員用の飲料水、食料等の備蓄(約 200 人・3 日分)を5年計画で整備している。 (平成 29 年度は、食料 394食(約 44 人・3 日分)、水 180ℓ(約 60 人・3 日分)を備蓄した。今後 4 年をかけ 200 人分の食料等を 3 日分備蓄する。) ・庁舎の受水槽 20t、高架水槽 5t の容量があり、合計 25t の水が飲料用として利用が可能である。 高架水槽の水は自然流下であるので、停電時でも利用可能である。ただし、職員人人あたり一日 3 ほとすると 8 日分程度しかない。よって、トイレ洗浄水として利用する余裕はない。) ・町民会館、イーストプラザいこまい館、総合体育館の受水槽、高架水槽の容量は次の通りであり、これらも飲料として利用することは可能である。町民会館 受水槽 32 t、高架水槽 5 t イーストプラザいこまい館 受水槽 32 t、高架水槽 13.6 t 総合体育館 受水槽 32 t、高架水槽 4 t ※ イーストプラザいこまい館は、平成 29 年度緊急遮断弁の設置を行った。(飲料水:1 日にすると約 4,000 人分) ・地域貢献型自動販売機(災害用)が活用できる(協定締結済み)。災害発生時、安全安心課所管のパソコン操作により無償提供される(平成 29 年 2 月 3 日訓練実施済み)。町内 8 か所設置(役場、総合体育館、イーストプラザいこまい館、診療所、御嶽公園、押草公園、白鳥コミュニティセンター、白土コミュニティセンター)。
対策項目	・職員用の飲料水、食料等の備蓄を計画的に行う。 ・受水槽からの取水方法について早急に検討が必要である。

5-11. 消耗品•用紙等

(安全安心課、総務財政課)

現状と課題	・複写機用のコピー用紙の補充は適宜行っており、補充する時期についての定めは特にないが、残数が30箱になり次第注文をすることとしている(1日の平均使用量は6箱/日)。 ・各課所有のプリンター用紙は、総務財政課で補充し、トナー等の消耗品は定期的に企画情報課で補充している。 ・大規模災害時、被害認定調査(り災調査)のための資機材が必要となる。 (下げ振り13個、コンベックス14個、判定ステッカー400枚等を備蓄)
対策項目	・コピー用紙は5日使用可能な量を確保する。 ・災害対策本部の運営に必要な消耗品の種類、量は、平時の在庫として所有する。 ・選挙用の備品など、災害応急対策に活用できる備品類を予め把握しておく。 ・今後、必要な資機材の整備を図る。

第6章 指揮命令系統の確立(職務代行順位)

6-1. 災害対策本部長の職務代行者

発災直後の初動期にあっては、幹部職員の到着が遅れるなどの不測の事態を招いても 業務が円滑に実施されるよう、指揮命令系統を明確にしておく必要がある。

災害対策本部長の職務の代行順位は以下の通り定める。

表6-1 災害対策本部意志決定権限 代行順位

代行順位	災害対策本部長の職務代行者
[第1順位]	副町長
[第2順位]	教育長
[第3順位]	総務部長

なお、各部・班にあっては、部長・班長以下の職員の中で事案決定の代行順位をあらか じめ明確化しておくこととする。

第7章 協定締結団体

平成30年3月末日現在

7-1. 市町村間の協定

協定名	締結団体	締結年月日	協定内容
災害応援に関する協定	瀬戸市、尾張旭市、 豊明市、日進市、長 久手市	H8.8.30	資機材の提供、職員の派遣等
災害時における避難所に 関する覚書	豊明市	H24.3.26	豊明市東沓掛区若王子地内の住民が 兵庫小学校体育館に避難する場合の 避難所受け入れに関するもの
全国ボート場所在市町村 協議会加盟市町村災害時 相互応援協定	24 市町村	H24.7.27	物資、資機材の提供、職員の派遣等
災害時の一般廃棄物処理 及び下水処理に係る相互 応援協定(環境課・下水 道課)	愛知県及び県内市町 村	H26.1.1	一般廃棄物の収集、運搬、処理及び 下水処理の応援
愛知県東尾張地区におけ る災害時相互応援協定	瀬戸市、春日井市、 小牧市、尾張旭市、 豊明市、日進市、清 洲市、北名古屋市、 長久手市、豊山町	H29.7.31	資機材の提供、職員の派遣等

7-2. 国・県との協定

協定内容
防災ヘリコプターによる支援
無線端末機器の運用
情報交換の実施

7-3. その他公共的団体との協定

協定名	締結団体	締結年月日	協定内容
災害発生時における災害	和合区長	H19.3.16	知々釜グラウンドの使用
復旧用オープンスペース			
の使用に関する協定			
災害発生時における災害	祐福寺区長	H20.11.25	祐福寺グラウンドの使用
復旧用オープンスペース			
の使用に関する協定			
災害時における被災者支	愛知県行政書士会昭	H29.6.26	被災者支援の行政書士業務
援のための行政書士業務	和支部		
に関する協定			

協定名	締結団体	締結年月日	協定内容
災害時における被災相談	愛知県司法書士会	H29.8.17	司法書士による被災者支援の相談業
業務の実施に関する協定			務
避難所等における食品の	愛知県食品衛生協会	H30.1.23	避難所等での食品の衛生確保に関す
衛生確保の協力に関する	豊明支部		る衛生指導
協定			
地震災害時の応急対策活	公益社団法人 愛知	H30.3.16	応急危険度判定士による避難所等へ
動の協力に関する協定	県建築士事務所協会		の安全確認支援、建築物の復旧に関す
			る相談業務支援

7-4. 郵便事業㈱との協定

協定名	締結団体	締結年月日	協定内容
災害支援協力に関する覚	郵便事業㈱日進支店	H10.6.1	用地、施設の提供等
書			

7-5. 民間との協定(物資関係)

協定名	締結団体	締結年月日	協定内容
災害時における救援物資	コカコーラセントラ	H20.1.21	飲料水の提供
提供に関する協定	ルジャパン(株)		
災害救助物資の緊急調達	あいち尾東農業協同	H19.4.9	生活関連物資の提供
に関する協定	組合		
災害支援協力に関する協	生活協同組合コープ	H26.3.26	応急生活物資の提供
定	あいち		
名古屋市近隣市町村と生	生活協同組合コープ	H26.7.22	生活関連物資の提供
活協同組合コープあいち	あいち		
との災害時生活物資供給			
等の協力に関する協定			
災害時における情報及び	愛知県石油商業組合	H29.5.17	応急資機材及び油脂類
救助作業等応急措置用資	名古屋第6地区		
機材の提供並び燃料の供			
給に関する協定			
災害支援協力に関する協	有限会社 美ぐさ畳	H29.6.1	避難所への畳の提供
定			
災害救助物資の緊急調達	株式会社 タカラ・	H29.6.12	食糧、飲料の供給
に関する協定	エムシー(サンフレ		
	ッシュ東郷店)		

7-6. 民間との協定(放送関係)

協定名	締結団体	締結年月日	協定内容
災害時における放送要請	中部ケーブルネット	H19.9.27	災害放送等の実施
に関する協定	ワーク(株)		
災害時における放送要請	中部ケーブルネット	H28.10.24	災害放送等の実施
に関する協定の一部を変	ワーク(株)		
更する協定			

協定名	締結団体	締結年月日	協定内容
河川等監視映像のテレビ	中部ケーブルネット	H28.10.24	監視映像のテレビ放送に関すること
放送に関する協定	ワーク(株)		
災害に係る情報発信等に	ヤフー株式会社	H26.3.13	災害に係る情報発信
関する協定			

7-7. 民間との協定(救急救護関係)

協定名	締結団体	締結年月日	協定内容
災害時に災害時要援護者	社会福祉法人 愛知	H17.5.9	避難施設として使用
の避難施設として愛厚ホ	県厚生事業団		
ーム東郷苑を使用するこ			
とに関する協定			
災害時に災害時要援護者	社会福祉法人 薫徳	H19.4.11	避難施設として使用
の避難施設として使用す	会		
ることに関する協定(春			
木ケアハウス)			
災害時に災害時要援護者	社会福祉法人 東郷	H19.4.13	避難施設として使用
の避難施設として使用す	福祉会		
ることに関する協定(イ			
ーストヴィレッジ)			
災害時の相互協力に関す	社会福祉法人 東郷	H22.3.1	地域ボランティア運営本部の運営等
る協定	町社会福祉協議会		
《(医虚法 1 和人人	II00 1 11	
災害時に災害時要援護者	医療法人 和合会	H23.1.11	避難施設として使用
の避難施設として柏葉及び地帯ボな体界はステル			
び柏葉荘を使用すること			
に関する協定 災害時に災害時要援護者	医皮汁 夕知今	H23.1.11	
の避難施設として老人保	医療法人 名翔会	$\Pi 25.1.11$	避難施設として使用
健施設和合の里を使用す			
ることに関する協定			
災害時の医療救護に関す	東名古屋東郷町医師	H25.6.5	医療救護の実施
る協定	会	1125.0.5	
災害時の医療救護活動に	五	H28.12.21	 医療救護活動の実施
関する協定	水州門米川叫古	1140,14,41	
	必申 提到 医	1100 1 0F	歩利圧棒券業の字件
災害時の歯科医療救護に	愛豊歯科医師会	H29.1.25	歯科医療救護の実施
関する協定	医库沙丁 丰小人	1100 7 00	
災害時に災害時要援護者	医療法人 寿光会	H26.7.28	医療救護の実施
の避難施設として使用することに関する。			
ることに関する協定(あ			
っとほーむ東郷) ※宝味で経業者		U9C 7 99	
災害時に災害時要援護者の避難拡張として使用す	医療法人・メドック	H26.7.28	避難施設として使用
の避難施設として使用するとなっては、	健康クリニック		
ることに関する協定(メ			
ドック東郷)			

協定名	締結団体	締結年月日	協定内容
災害時に災害時要援護者	社会福祉法人 薫徳	H26.7.28	避難施設として使用
の避難施設として使用す	会		
ることに関する協定 (エ			
イジトピア諸輪)			
災害時に災害時要配慮者	愛らんど東郷	H29.9.27	避難施設として使用
の避難施設として使用す			
ることに関する協定(愛			
らんど東郷)			
災害時に災害時要配慮者	87House	H29.9.27	避難施設として使用
の避難施設として使用す			
ることに関する協定			
(87House)			
災害時に災害時要配慮者	社会福祉法人フィロ	H29.9.27	避難施設として使用
の避難施設として使用す	スとうごう		
ることに関する協定(フ			
ィロスとうごう)			

7-8. 民間との協定(災害復旧関係)

協定名	締結団体	締結年月日	協定内容
災害時における応急対策 業務に関する協定	東郷町土木協力会 (㈱東郷建設内)	H22.7.7	応急対策の実施等
緊急災害時出動協力申出 について	東郷町下水道指定工 事店協同組合	H12.12.27	資機材及び人員の提供
災害時の応急対策の協力 に関する基本協定	社団法人 愛知県公 共嘱託登記土地家屋 調査士協会	H23.3.2	被害状況調査等
災害時における応急対策 の協力に関する協定	中部電力㈱	H23.9.28	電力復旧拠点の提供
災害時における液化石油 ガス等の優先供給等に関 する協定	愛知県 LP ガス協会	H29.2.9	液化石油ガス等の優先供給
東郷町災害時における 支援協力に関する協定	㈱東郷製作所	H29.12.1	救援・救護活動、救援物資等受入施設 における荷役支援、地域復旧活動への 参画
東郷町災害時における 緊急物資輸送等に関す る協定	東郷運輸㈱	H29.12.1	備蓄品等の避難所への配送、物資配送 拠点等から避難所への救援・支援物資 の配送
災害発生時における災 害復旧用オープンスペ ースの使用に関する協 定	あいち尾東農業協同 組合	H30.3.19	東郷支店の駐車場の使用
東郷町災害時における 支援協力に関する協定	東郷町商工会	H30.3.29	救護・救援活動、支援可能な物品・サ ービス全般、地域復旧活動への参画

7-9. 民間との協定(廃棄物処理関係)

協定名	締結団体	締結年月日	協定内容
災害時における廃棄物の 処理等に関する協定	一般社団法人愛知県 産業廃棄物協会	H26.12.10	廃棄物の処理等

7-10. 民間との協定(その他)

協定名	締結団体	締結年月日	協定内容
災害時における地図製品	㈱ゼンリン	H28.2.24	地図製品等の提供
等の供給に関する廃棄物			
の処理等に関する協定			
災害時における協力に関	一般社団法人 全日	H29.10.26	遺体収容及び安置に必要な資機材等
する協定	本冠婚葬祭互助協会		、遺体安置施設の提供、遺体搬送等
			、炊出しや食事の提供

第8章 流動体制

8-1. 職員の流動体制の考え方

災害時にあっては、一部の班(担当課)に業務が一時的に集中したり、職員参集がままならず業務担当職員が著しく不足したりするなどの事態も想定される。

こうした事態を前提として、担当班(部課係)間の流動的な相互援助体制については、 以下の基本的考え方の下で対応を図るものとする。

(職員の流動体制の考え方)

- ア. 非常時優先業務の実施は、班単位の参集人員で実施することを原則とする。 ただし、災害発生から 72 時間までは、地域防災計画に定める災害応急対策業務 のなかでも、人命救助に関わる業務を最優先に実施する必要がある。この点に照 らし合わせて、関連の業務実施に必要な人員が不足する班については、災害対策 本部が全庁横断的に人員確保・配置を調整するものとする。
- イ. 班単位の参集人員で非常時優先業務を実施することができない場合、なおかつ 担当の業務を先送りできない場合には、部内調整で応援職員の人員を確保するも のとする。
- ウ. 上記 2) でも対応できない場合には、災害対策本部により部間調整で応援職員 の人員を確保するものとする。
- エ. 本町職員のみでは対応できない業務については、他の自治体の応援を得て対応 する。

なお、他自治体からの応援や協定に基づく支援等を受け入れることが想定される業務については、応援受け入れ時の対応を災害対応マニュアル等に明確化しておくこととする。

- オ. 非常時優先業務のうち、資格を必要とする業務、技術的な経験を必要とする業務で、なおかつ担当職員が参集できない状況にあっては、有資格者や過去に経験をもつ職員の応援を考慮するものとする。
- カ. 長期に及ぶ業務また昼夜に及ぶ業務などは、交代人員を確保する。

【参考】 職員の交代・休養について

災害対策本部は、参集した職員を基に3交代制の勤務ローテーションを計画する。職員は3交代で勤務することとし、原則として帰宅しない日が3日を超えて勤務することがないようにする。やむを得ず長時間勤務する場合には、適度に休憩及び仮眠を取らせながら16時間勤務を限度とし、次の交代時には最優先で交代させること。また、避難所へ派遣された職員についても同じ勤務体制とする。

8-2. 応援体制が必要と予想される業務

各班の災害時の非常時優先業務の内容、業務開始時期、必要人員等などから勘案して、 大きく人員が不足すると予想される業務あるいは他からの応援が必要と予想される業務 について下表に整理した。

表8-1 応援体制が必要と予想される業務(1/2)

				応援元・受援元の班・関係団体等			団体等		
No	部·班	業務名	協定締結等	А	В	C	D	E	F
. 10	GP 3/1		ی دار ۱۰۰۰ میرورز	3時間	18	38	1週間	2週間	1ヶ月
1	総務部 被害調査班 (税務課)	・被害認定調査 (り災状況の調 査)及びり災台 帳の作成 ・り災証明の受 付・発行	・災害応援に関す る協定 ・市町村災害相互 応援協定 ほか			・総務部・被害とりまとめ班(収納課) ・県、他自治体			
2	生活部 本部連絡・ 町民対策班 (住民課)	・遺体安置所の開 設及び運営	・医療救護活動に 関する協定 ・災害時における 協力に関する協 定	・ 保、他中可利・ 医師会、歯科医師会、民間(医療法人)					
3	生活部 本部連絡・ 町民対策班 (くらし協働課)	・災害・り災に関する相談窓口の開設 (総合相談業務)	・行政書士業務に 関する協定 ・被災相談業務の 実施に関する協 定				• 愛知!	果 也自治体 県行政書士 県司法書士	
4	生活部 衛生防疫班 (環境課)	・災害廃棄物処理 組織体制の確立	・市町村災害相互 応援協定 ・廃棄物の処理等 に関する協定		・県、他自治体 ・尾三衛生組合 ・愛知県産業廃棄物協会 ・民間(収集・運搬事業者)				
5	生活部 衛生防疫班 (環境課)	・生活ごみ、避難 所ごみ、し尿の 収集、処理	• 市町村災害相互 応援協定			・尾三征	也市町村 衛生組合 (収集・運	搬事業者)
6	生活部 衛生防疫班 (環境課)	・災害廃棄物の収集、処理 (災害廃棄物仮置 き場の開設等)	・廃棄物の処理等 に関する協定 ・災害時の一般廃 棄物処理及び下 水処理に係る相 互応援協定				知県	尾三衛生組 産業廃棄物 (収集・選 台体	勿協会、
7	健康部 本部連絡・ 避難所駐在班 (保険医療課)	・福祉避難所の開 設・運営	・避難施設として 使用することに 関する協定(未 定)	・自治会、民生委員				その他)	

表8-1 応援体制が必要と予想される業務(2/2)

		- XO		応援元・受援元の班・関係団体等					
No	部·班	業務名	協定締結等			E	F		
				3時間	1⊟	3⊟	1 週間	2週間	1ヶ月
8	福祉部 本部連絡・ 救護班 (福祉課) (長寿介護課)	・応援救援物資の 調達・配分、支援 物資等の受入・ 配分	災害時における 救援物資提供に 関する協定ほか	・県、他市町村 ・ボランティアセンター(社会福祉協議会 ・ボランティア ・民間(飲料水、生活関連物資等提供者					
9	健康部 本部連絡・ 避難所駐在班 (保険医療課)	・避難所の開設 (避難所受付業務 等)	・災害応援に関する協定・市町村災害相互応援協定ほか	・自治会・NPO・ボランティアセンター(社会福祉協議会))	
10	健康部 保健予防・ 医療助産救護班 (健康課) (東郷診療所)	・医療救護所等の 設置、運営	・災害時の医療救 護に関する協定 ほか	・医師会、歯科医師会、薬剤師会 ・民間(医療法人ほか) ・日本赤十字社、JMAT					
11	健康部 保健予防・ 医療助産救護班 (健康課)	・被災者への健康 支援活動	・災害応援に関す る協定 ・市町村災害相互 応援協定 ほか	・県、他市町村 ・JMAT					
12	経済建設部 本部連絡・ 警戒班 (建設課)	・道路、橋梁、河 川、下水道等の 被害調査の実施	・災害応援に関す る協定 ・市町村災害相互 応援協定 ほか						
13	経済建設部 本部連絡・ 警戒班 (建設課)	・道路、河川等の 応急復旧作業の 実施 ・応急対策(緊急 措置)の実施	・災害応援に関す る協定 ・災害時における 応急対策業務に 関する協定					他市町村町土木協	力会
14	経済建設部 都市施設班 (都市計画課) (セントラル開発課)	・被災宅地危険度 判定及び応急危 険度判定	・災害応援に関する協定 ・市町村災害相互 応援協定 ほか	・県、他市町村 ・公益社団法人 愛知県建築士事務所協会					
15	経済建設部 下水道班 (下水道課)	・下水道施設の被 害状況調査の実 施 (一次調査) (二次調査)	・災害応援に関す る協定 ・緊急災害時出動 協力申出 ほか	・県、他市町村 ・下水道事業災害時中部ブロック(支援要請できる)				できる)	
16	経済建設部 下水道班 (下水道課)	・断水時の給水	・災害応援に関す る協定 ・市町村災害相互 応援協定 ほか		也市町村中部水道。	企業団			

第9章 非常時優先業務

9-1. 非常時優先業務の選定

非常時優先業務は、各課が通常業務として実施している全ての業務(事務分掌に基づく業務)及び災害発生時に災害対策本部の分掌任務とされている応急対策業務、復旧対策業務(災害対策本部所掌事務)を対象として、担当課への照会(非常時優先業務整理表の提出)、ヒアリング調査(非常時優先業務聞き取り調査)等を通じて選定した。

また、大規模災害発生時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、非常時優先業務の対象期間を発災後から概ね1か月と定めるとともに、非常時優先業務として抽出した業務の緊急性や重要性、法定業務にあってはその要件等を勘案し、当該業務の着手時期の目標設定を行った。

着手時期は実際の災害対応時の実施状況、他自治体の計画などを目安にしながら、「3時間以内(=直ちに実施する)」、「24時間以内」、「3日以内」、「1週間以内」、「2週間以内」、「1か月以内」の6つの区分に分け設定した。

着手時期 着手目標 ・発災後、人員体制が確保でき次第、直ちに着手することを目標とするもの。 ・災害対策本部の設置、災害情報の収集、被害調査、庁舎・施設等利用者の安 3時間以内 全確保、消防団・自衛隊などへの出動要請、避難所の開設医療救護所の設置 準備(手配)といった業務が該当する。 ・発災後24時間以内(地震発生時から翌日の同時刻まで)に業務に着手する 24 時間以内 ことを目標とする。 ・発災日を含め、3日以内に業務に着手することを目標とする。 3日以内 ・発災日を含め、1週間以内に業務に着手することを目標とする。 1週間以内 2週間以内 ・発災日を含め、2週間以内に業務に着手することを目標とする。 1か月以内 ・発災日を含め、1か月以内に業務に着手することを目標とする。

表9-1 非常時優先業務の着手時期

9-2. 非常時優先業務の目標開始時期

部課(担当班)別に非常時優先業務の数を集計した結果は以下の通りである。

表9-2 非常時優先業務の選定結果

			非常時優先業務/着手眼			時期		/ **			
No	担当部	課	災害対策本部	Α	В	С	D	Е	F		備
			担当班	3 時間 以内	24 時間 以内	3日 以内	1 週間 以内	2 週間 以内	1 か月 以内	計	考
1	企画部	人事秘書課	本部連絡・広報報道班	2	6	1	2	1	3	15	
2		企画情報課	渉外班、情報管理班	8	1	2	2	1		14	
3	総務部	総務財政課	本部事務局	6	5	1	5	4	2	23	
4		安全安心課	本部事務局	10	2	1	1			14	
5		税務課	被害調査班		3	1	1	5		10	
6		収納課	被害とりまとめ班	1	1		2	3	1	8	
7	生活部	くらし協働課	本部連絡·町民対策班	4	1	1	4	1		11	
8		環境課	衛生防疫班		6	4	1			11	
9		住民課	本部連絡·町民対策班	3	1	1			4	9	
10	福祉部	福祉課	本部連絡·救護班		7	2	1	5		15	
11		長寿介護課	本部連絡·救護班		4(3)	5(1)	1	1	2	13(4)	
12		こども課	保育班	9			3	1		13	
13	健康部	保険医療課	本部連絡·避難所駐在班	3	2			5		10	
14		健康課	保健予防·医療助産救護班	6	2	2	2			12	
15		東郷診療所	保健予防·医療助産救護班	5	5(1)	2			1	13(1)	
16	建設	産業振興課	農林商工班	1	1	1	2		2	7	
17	経済部	建設課	本部連絡·警戒班	1	2	2	2			7	
			道路河川水路班								
18		都市計画課	都市施設班	1	1	5	1	1	1	10	
19		セントラル開発課	都市施設班	3(1)		3(3)	1(1)		3	10(5)	
20		下水道課	道路河川水路班	3	6	1	6		2	18	
			下水道班								
21	会計管理者	会計課	経理班	2	2	1	4	4	3	16	
22	教育部	学校教育課	本部連絡·学校班	3	3	2	3	4	2	17	
23		生涯学習課	社会教育班	4			2			6	
24		高校総体室	社会教育班	4			7			б	
25		給食センター	給食班	2	1		1			4	
26	議会事務月	司 司	本部事務局	1	4	1	1	1	1	9	
27			本部事務局	2	3			1		6	
		合計		79	65	35	47	38	27	291	

(注):()内の数字は他課と共同して取り組む業務(一覧表内では【再掲】に該当)。 合計にはカウントしていない。

第10章 今後の取組

10-1. 業務継続計画の継続的な改善

業務継続の基本方針にも記したように、業務継続計画は、"計画書"をとりまとめることが目標ではない。全庁的な取組として、教育・訓練等を通じて計画内容の継続的な改善・見直しを行いながら、大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことのできる組織としての業務継続力をレベルアップしていくことが本質的目標となる。

そこで、計画 (Plan) \rightarrow 実行 (Do) \rightarrow 評価 (Check) \rightarrow 改善 (Act) の PDCA のサイクルを定着させ、継続的な計画の改善を行うものとする。



表 10-1 PDCA サイクルによる継続的な改善

出典:『大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き 内閣府(平成28年2月)』

10-2. 教育・訓練の実施

業務継続計画を発災時に有効に機能させていくためには、まずは本計画の内容を職員一人ひとりに周知・浸透させるとともに、職員が当事者意識を持って行動できるようにしなければならない。そのため、職員を対象とした教育や訓練を計画し、これらを着実に実施する。

教育・訓練の計画・実施に際しては、資源の制約を想定した訓練としたり、関係機関と連携した訓練としたりするなど、様々な状況を想定した教育・訓練とする工夫を盛り込むこととする。

また、これらの教育や訓練で明らかとなった課題や改善点は、業務継続計画の改善に反映させる。

なお、国内で大規模災害が発生した場合には応援要員を派遣し、経験を通して知見や ノウハウを蓄積することも有効である。

表 10-2 教育・訓練の実施

教育・訓練の種類	内容	対象	頻度·時期等
総合防災訓練	・職員、自主防災組織、他団体等との連携に	担当班職員	年1回
	よる総合的な防災訓練。		
業務継続計画研修会	・業務継続計画についての研修会。各部署	全職員	年1回
	の非常時優先業務の内容についての確認	(業務継続計	(年度当初)
	作業。	画策定研究会	
		委員他)	
職員参集 (メール) 訓練	・メール配信による参集訓練、返信訓練。	全職員	年1回
職員参集訓練	・自宅から役場まで徒歩等により参集する 訓練。	全職員	適時
個別訓練	・非常用電源の作動方法、無線機の使い方、	全職員	適時
	発電機の作動方法、簡易トイレの組み立		
	て方、チェーンソーの使い方、土のうの作		
	り方など。		
避難所運営訓練	・避難所の運営方法や情報伝達。	地震災害初動	適時
		要員(避難所	
		駐在班)	
避難所運営ゲーム	・避難所での生活や出来事を模擬体験し、	全職員	年1回
(HUG)訓練	避難所の運営や役割に対する理解を深め		
	る訓練。		
初動体制確立訓練	・災害対策本部の体制確立手順の検証。	全職員(関係	適時
Box to Import 11 thought 1 - Notation		職員)	Notes in L.
緊急初動体制確立訓練	・近傍に居住し、早期に参集可能な限られ	全職員	適時
	た人員で実施する訓練。		\
福祉避難所開設運用訓	・福祉避難所の開設及び運用訓練。	関係職員	適時
練	************************************	人 ribh 巳	左1 同知由
図上訓練	・業務継続計画等に基づいた非常時優先業	全職員	年1回程度
	務実施の手順確認及び事前又は訓練中に 付与される情報に基づき判断し、行動す		
	る訓練。		
関係機関との連携訓練	・関係機関との情報交換や連携した業務の	安全安心課職	適時
内の水内にくたりの水	実施に関する訓練。	女主女心味椒 員他	APP PA
避難訓練	・来客等の避難誘導、職員の避難。	全職員	適時
防災講演会	・防災をテーマとした講演。	全職員	隔年
広域災害・救急医療情	・災害医療に関する情報を収集・提供する	健康課、東郷	年1回程度
報システム (EMIS) 入	システムの入力訓練。	診療所、安全	
力訓練		安心課職員	
心肺蘇生訓練	・心臓マッサージや AED を実技で練習す	全職員	3年に1回程
	る心肺蘇生訓練。		度

○新規採用職員対象訓練(安全安心課分)

0.1.21.21.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	
(1)水防訓練(6月)	②心肺蘇生競技会(9月)
③総合防災訓練(11月)	④避難所運営ゲーム(HUG)訓練(時期未定)

10-3. 業務対応マニュアルの整備

非常時優先業務の円滑な実施を確保するため、各対策部・対策班における業務の手順を整理した業務対応マニュアルの整備を進める。

非常時優先業務の選定にあたって実施したヒアリング調査(非常時優先業務聞き取り 調査)の際に、今後、対応マニュアルの整備が必要とされたものは以下の通りである。

表 10-3 今後、整備を進める業務対応マニュアル

No	担当部	課	対象とする業務	対策班
1	企画部	人事秘書課	・職員の安否確認の方法(手順)	本部連絡・広報報道班
1	正回却	八尹怭音硃	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一个印度的"心积积退班
			・報道機関への情報提供	
0	小 画如	人 面		准从证 桂扣签证证
2	企画部	企画情報課	・行政ネットワーク(電子システム)	渉外班、情報管理班
0	₩ ₹₩₩₽₽	◇◇ ▽~ ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の復旧	→ 如 本 次 中
3	総務部	総務財政課	・役場庁舎利用者の安全確保・誘導	本部事務局
			・役場庁舎の被害状況の確認	
	√ Λ√ ₹/τ 4-ττ	<i>☆</i> ∧ <i>☆</i> > ==	電話回線の確認	+
4	総務部	安全安心課	・避難誘導及び移送	本部事務局
	41) 75, 40	イソフケニロ	・帰宅困難者対策	1-4-7-317-4-71-
5	総務部	税務課	・被災調査及び被災台帳の作成	被害調査班
			・被害認定調査(り災状況の調査)	
			及びり災台帳の作成	
			・り災証明の受付・発行	
6	総務部	収納課	・被害とりまとめ(作成済み)	被害とりまとめ班
7	生活部	くらし協働課	_	本部連絡·町民対策班
8	生活部	環境課	・避難所におけるペットの扱いマニ	衛生防疫班
			ュアル	
			・被災動物及び飼主不明動物の保護	
9	生活部	住民課	・身元不明の遺体の収容及び埋火葬	本部連絡·町民対策班
10	福祉部	福祉課	・避難行動要支援者の安否確認	本部連絡・救護班
11		長寿介護課	・義援金、義援物資の受入	
12	福祉部	こども課	・ファミリーサポート災害時の対応	保育班
			・災害時の児童館の対応	
13	健康部	保険医療課	・福祉避難所の運営	本部連絡・避難所駐在班
			・避難所運営マニュアル(作成済み)	
14	健康部	健康課	・東郷町災害時保健師活動マニュア	本部連絡·医療助産救護班
			ル(作成済み)	
15	健康部	東郷診療所	・医療救護マニュアル	本部連絡·医療助産救護班
			・訪問看護ステーション(医療依存	
			度の高い利用者の安全確認)	
16	経済建設部	産業振興課	•被害状況調査方法手順書	農政商工班
17	経済建設部	建設課	・被害状況調査方法手順書	本部連絡·警戒班
				道路河川水路班
18	経済建設部	都市計画課	被害状況調査方法手順書	都市施設班
19		セントラル開発課	IN H A COUNTY OF TAXABLE	E. I. West, American
20	経済建設部	下水道課	・被害状況調査方法手順書	道路河川水路班、下水道班
		1 /4 / ~ = 1/1		C-114/ 1/4-54-27/
		l		

21	会計管理者	会計課	・各課窓口の現金の取り扱い	経理班
22	教育部	学校教育課	※各学校の防災計画との整合確認	本部連絡·学校班
23	教育部	生涯学習課	-	社会教育班
24		高校総体室		
25	教育部	給食センター	_	給食班
26	26 議会事務局		_	本部事務局
27	27 監査委員事務局		-	本部事務局

10-4. 業者への要請・協定の推進

本計画は、町長部局、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局を対象として、非常時にあっても適切な業務遂行を確保するための方針、業務内容、手順等を定めたものである。

しかしながら、非常時優先業務として抽出した業務を遂行する際には、本町の業務と 関連する指定管理者、関係事業者等との係わりの中で業務遂行しなければならないもの も少なくない。そこで、事業継続力向上に向けて、関連する事業者等との連携強化を図 るために、次の取り組みを行うものとする。

- (1) 指定管理者に対する業務継続計画策定の要請
- (2) 事業者に対して、災害時におけるサービス提供についての協力要請 (契約への盛り込み)
- (3) 応急業務実施のために必要とされる民間事業者との協定の推進